

解散公告

当社は、令和八年十月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十一日

東京都墨田区横川三丁目六番七号三―B室

代表清算人 虞 炯
ネオノヴァ株式会社

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十一日

東京都台東区浅草三丁目九番二号

代表清算人 川本 健太
株式会社CSC

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十一日

東京都中央区銀座六丁目一四番八銀座石井ビル

代表清算人 佐藤沙織里
株式会社ふかまる

解散公告

当社は解散致しました。債権を有する方は本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。期間内に申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十一日

東京都港区南青山三丁目一番三六号青山丸竹ビル六F

合同会社UBLANCH E
清算人 上原 英広

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十一日

東京都品川区北品川二丁目二七番八号

株式会社KANAYAMA
代表清算人 金山 高士

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十一日

東京都千代田区神田三崎町二丁目一〇番一
号五A―五

JJL株式会社
代表清算人 趙 沛

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十月二十一日

東京都中央区銀座一丁目六番一 一号土志田ビルディング三F

KOJIKIN一般社団法人
代表清算人 中村 武

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十月二十一日

東京都中央区銀座一丁目六番一 一号土志田ビルディング三F

SAKAZUKI一般社団法人
代表清算人 中村 武

解散公告

当社は、令和八年十月五日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十一日

東京都港区南青山五丁目一〇番五号青山ハイツ七〇五

合同会社タケムラプラン
清算人 竹村 洋子

解散公告

当監査法人は、解散いたしました。つきましては、当監査法人に対して債権をお持ちの方は、本公告掲載の日の翌日から二箇月以内にお申し出ください。

なお、右記期間内にお申し出がない場合は、清算から除斥いたします。

令和八年十月二十一日

東京都中央区日本橋人形町一丁目七番一〇
号人形町ツカコビル二階

誠国際監査法人
清算人 小川 浩

解散公告

当社は、令和八年十月五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十一日

東京都港区港南四丁目六番四―三二〇八号
有限会社ジークロス

清算人 田中 孝典

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十一日

東京都千代田区岩本町二丁目五番四号

長谷川建築株式会社
代表清算人 長谷川 茂

解散公告

当社は、令和八年九月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十一日

東京都新宿区新宿一丁目三六番二号新宿第七葉山ビル三F

合同会社ToraDora
清算人 土屋 裕太

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十月二十一日

東京都渋谷区道玄坂一丁目一五番一〇道玄坂1ハイツ四〇二号株式会社9課内

一般社団法人Waffle
代表清算人 田中沙弥果

解散公告

当社は、解散したので、債権者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十一日

東京都江戸川区北葛西二丁目三番一八号

イタキナ株式会社
代表清算人 秋永 将

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十月二十一日

東京都港区三田一丁目一〇番一五号

株式会社新進維信
代表清算人 西村 優

解散公告

当社は、令和八年十月四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十月二十一日

東京都千代田区神田須田町二一九―二三 Daiwa秋葉原ビル二F

易飲美株式会社
代表清算人 孫 驕 鴻